

## 重点事項推進WG・横断的制度分野担当SW

## 「一定期間経過後の規制の見直し基準」調査票

1. 法令等の名称・番号	学校給食業務の運営の合理化について (昭和60年1月21日付け文部省体育局長通知)
2. 所管府省庁	文部科学省
3. 根拠法令	無し
4. 定期的見直し条項の有無、その内容	無し
定期的見直し条項がある場合 当該期間を設定した理由	
定期的見直し条項がない場合 定期的見直しを行うことについての評価	本通知は、学校給食を実施する市町村教育委員会等に対して、学校給食が学校教育活動の一環であるとの意義を踏まえつつ、地域の実状等に応じた適切な方法により学校給食業務の運営の合理化を図るよう要請するとともに、その場合の留意点について注意喚起することにより、学校給食業務が円滑に実施されるよう促しているものである。 このため、本通知は、学校給食の実施について「規制」を行うものではない。 また、本通知の趣旨等にもかんがみ、定期的に見直しを行う必要性はないものと考えている。
5. 過去の見直しの経緯	
見直しを行っている場合 見直しの理由、考え方  見直しの範囲とその内容	
見直しを行っていない場合 見直しを行っていない理由、規制を長期間維持することについての考え方	本通知は、学校給食の実施について「規制」を行うものではないこと、その趣旨等は上記4のとおりであること等による。

# 学校給食法(抄)

(この法律の目的)

**第1条** この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

**第2条** 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

1. 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
2. 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
3. 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
4. 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

(定義)

**第3条** この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で、「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に視定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

(義務教育諸学校の設置者の任務)

**第4条** 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

# 学校給食の現状

[平成16年5月現在]

(完全・補食給食) (参考) ミルク給食

区 分		全 国	(完全・補食給食)		(参考) ミルク給食	
			給食実施数	実施率	給食実施数	実施率
小 学 校	学校数	23,420校	22,547校	96.3%	264校	1.1%
	児童数	720万人	712万人	98.9%	3.0万人	0.4%
中 学 校	学校数	11,120校	8,236校	74.1%	1,206校	10.8%
	生徒数	367万人	258万人	70.4%	43.9万人	12.0%
小・中学校小計	学校数	34,540校	30,783校	89.1%	1,470校	4.3%
	児童生徒数	1,087万人	971万人	89.3%	46.8万人	4.3%
特殊教育諸学校	学校数	999校	835校	83.6%	17校	1.7%
	児童生徒数	10万人	9万人	89.0%	0.1万人	1.4%
合 計	学校数	35,539校	31,618校	89.0%	1,487校	4.2%
	児童生徒数	1,097万人	980万人	89.3%	47.0万人	4.3%